

363012



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.1
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
 弁護士 荻原 雄二
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
 神田橋パークビルディング
 【報告義務発生日】 平成17年10月6日
 【提出日】 平成17年10月12日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	富士重工業株式会社
会社コード	7270
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都渋谷区西新宿一丁目7番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	4309642 カナダ・インク (4309642 Canada Inc.)
住所又は本店所在地	カナダ国エル・1・エイチ・8・ビー7、オンタリオ州、オ シャワ、コロネル・サム・ドライブ1908 (1908 Colonel Sam Drive, Oshawa, Ontario L1 H 8P7, Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2005年8月23日
代表者氏名	ロベール・ジャン・ブラバンデル
代表者役職	社長
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

経営参加

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	62,483,925		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 62,483,925	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 62,483,925		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 782,865,873
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.98%

直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	20.09%
-------------------------	--------

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成17年10月5日	株券	157,262,925株	取得	-	566.66円
平成17年10月6日	株券	94,779,000株	処分	68,000,000株につきトヨタ自動車株式会社 (26,779,000株については有価証券市場内における売却につき不明)	68,000,000株につき520円 (26,779,000株については有価証券市場内において売却)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 該当なし

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	39,293,459
借入金額計 (U) (千円)	-
その他金額計 (V) (千円)	-
上記 (V) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	39,293,459

② 【借入金の内訳】 該当なし

③ 【借入先の名称等】 該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that 4309642 Canada Inc. ("Canada Inc."), a corporation organized and existing under the laws of Canada and having its registered and principal executive office at 1908 Colonel Sam Drive, Oshawa, Ontario L1 H 8P7, Canada, does hereby constitute and appoint Yuji Ogiwara, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of Canada Inc.:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said Canada Inc. has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 4 day of October, 2005.

4309642 Canada Inc.

By: _____

Name: Sachin Mehra

Title: Authorized Officer

(訳文)

委任状

カナダの法律に基づき設立され存続する法人であり、登記上の本店をカナダ国エル・１・エイチ・８・ピー７、オンタリオ州、オシャワ、コロネル・サム・ドライブ１９０８に置く 4309642 カナダ・インク (4309642 Canada Inc.) (以下「カナダ・インク」という。) は、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番 1 号に事務所を置く ホワイト&ケース法律事務所の弁護士荻原雄二氏を、その適法な代理人として指名して定め、カナダ・インクを代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和 23 年法 25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、カナダ・インクは、西暦 2005 年 10 月 4 日にここに署名した。

4309642 カナダ・インク

(署名)

氏名：サチン・メーラ

役職：オーソライズド・オフィサー

上記正訳致しました。
弁護士 荻原雄二

